

# 環境ニュース

## ウォームビズ (WARM BIZ) の実施

### 【皆さんもウォームビズを始めませんか】

～12月は地球温暖化防止月間です～】

環境省では、冬、“寒いときには着る、過度に暖房機器に頼らない”という原点に立ち返り、暖房時の室温が20℃でも快適なスタイル“ウォームビズ”(WARM BIZ)を呼びかけています。

暖房に必要なエネルギー使用量を削減することは、地球温暖化の原因となっている二酸化炭素(CO<sub>2</sub>)の排出を抑えることにつながります。

雪国では、暖房の使用とともに電力の使用量が増加することから、冬期間も節電の取り組みが必要です。室温を20℃にしようとしても、天井に近い方が暖かく、床に近い方が寒くなる場合があります。そのような場合は、部屋全体の空気を循環させる工夫や、足元を暖める工夫も必要です。また、太陽の光を取り入れて壁や床を温めたり、夜間にカーテンを閉めて熱を遮ったりすることも効果があります。

### 家庭に使っていない小型家電は眠っていませんか？

リサイクル推進のため、小型家電の回収に取り組んでいます。年末の掃除などにぜひご利用ください。

▽回収する小型家電（一例）デジタルカメラ／ポータブル音楽プレーヤー／ラジオ／ゲーム機（ゲームソフト含む）／電子辞書／ドライヤー／付属品類（リモコン、ACアダプタ、電源コード、充電器など）

※このほかにも、電気（コンセント）を利用して使用する機器、電池を使用する機器も回収します。

▽出し方 専用の回収ボックス（投入口サイズ15cm×25cm）を設置していますので、直接小型家電を入れてください。

▽設置場所 ケーズデンキ弘前本店／ユニバース（堅田店・城東店・



### 忘・新年会で実践！ 生ごみ3キリ運動

## 30・10（さんまる・いちまる）運動 でおいしく残さず食べよう！

飲食店から出る食品ロスのうち、食べ残しの割合は約6割もあるという調査結果があります。30・10運動とは、始めの30分間と終わりの10分間は席を立たずに料理を楽しむことで、食べ残しを減らそうという取り組みです。忘・新年会の幹事の人は、飲み会開始時に進んで30・10運動を案内してみましょう。

市では今冬も「ウォームビズ」を実施し、市の施設の室温は、特に事情がない限り20℃とすることにしましたので、ご理解をお願いします。

### 【今年の冬は「ウォームシェア】

家庭や近所の人があつた場所に集まることや、家庭の暖房を止めて店やイベント開場に出掛けたりスポーツをしたりすると、エネルギー消費を減らせるだけでなくコミュニケーションが深まり、みんなで温かく楽しく過ごせます。

一人一人が暖房を使うのではなく、みんなで温かいところでエネルギー消費の削減につなげる「ウォームシェア」も心掛けましょう。

■問い合わせ先 環境管理課  
環境保全係（町田字筒井、☎ 36・0677）



使っていないけど捨てるのもったいない…。でも1年以上使用していないものは今後も使うことはあるかな？



松原店・南大町店）／市役所本庁舎／岩木総合支所／相馬総合支所／総合学習センター／ヒロロスクエア／弘前地区環境整備センター

※持込時間は営業時間（開店・開庁・開館時間）内。

### 【窓口回収】

市内各出張所窓口に直接小型家電を持って来てください。大きさに制限はありません。

### 【宅配便回収】

ダンボールに詰めた小型家電を宅配便で回収します。事前の申し込みが必要で、パソコン本体を含む場合は利用料金が無料です。詳しくは問い合わせを。

■問い合わせ先 環境管理課資源循環係（町田字筒井、☎ 36・1130）

## 全国おいしい食べきり運動 ネットワーク協議会に加入！

本協議会は、食品ロス削減に取り組む自治体間で情報を共有し取り組みの拡大を図ることを目的とし、全国245の自治体が参加して、平成28年10月に発足しました。当市でも、協議会会員として食品ロスの削減を目指します！

ご確認の上  
来庁を

## 市役所本庁舎の課室等の移動

### ■市役所本庁舎（上白銀町）

#### 【本館】

	課室等	移動内容	移動後の業務開始日
1階	監査委員事務局	新館6階から移動	
	法務契約課	新館3階から移動	
2階	都市政策課	新館5階から移動	平成29年1月10日～
	建設政策課	新館3階から移動	
3階	建築指導課	新館5階から移動	
	町会連合会	新館6階から移動	
	記者室	新館4階から移動	

#### 【新館】

	課室等	移動内容	移動後の業務開始日
1階	会計課	本館1階から移動	平成28年12月26日～
	青森銀行・各金融機関ATM	本館1階から移動	
2階	生活福祉課	本館1階から移動	
	上下水道部お客様サービスセンター	本館1階から移動	
3階	政策推進課	本館3階から移動	平成29年1月4日～
	財産管理課	本館2階から移動	
	市営住宅サービスセンター	本館2階から移動	
	市民協働政策課	新館3階から移動	
			3～6階 1月4日以降は、改修工事区域となるため立ち入りできません。

	課室等	移動内容	移動後の業務開始日
1階	農業委員会事務局	本庁舎新館4階から移動	
	農業政策課	本庁舎新館4階から移動	
	農村整備課	本庁舎新館4階から移動	
	りんご課	本庁舎新館6階から移動	
	選挙管理委員会事務局	本庁舎新館6階から移動	平成29年1月10日～
	スマートシティ推進室	本庁舎新館4階から移動	
	観光政策課	本庁舎新館5階から移動	
	国際広域観光課	本庁舎新館5階から移動	
	商工政策課	本庁舎新館6階から移動	
	産業育成課	本庁舎新館6階から移動	



事業主・従業員の  
皆さんへ

## 個人住民税（市民税・県民税）の給与所得等に 係る特別徴収

### 【特別徴収はこんなに便利】

従業員が個々に納付する手間が省ける／納め忘れがない／1回当たりの納付額の負担が少ない（原則年4回→年12回）

### 【特別徴収を新たに開始する事業主の皆さんへ】

毎年1月の「給与支払報告書」を提出する際に一緒に提出する「総括表」の特別徴収の欄に人数を記入し、市民税課（市役所新庁舎2階）に提出してください。

■問い合わせ先 市民税課（☎ 40・7024）